

第8回教育委員会（11月定例会）会議録

日時：令和 5年 11月 27日（月）13時 30分～

場所：飯綱町役場 第二庁舎 2階 第1会議室

出席者：村松勝視職務代理、吉澤奉子委員、宮島千幸委員、飯田治夫委員

馬島敦子教育長、高橋教育次長、広田次長補佐兼生涯学習係長、仲俣次長補佐兼こども子育て未来室長、小山こども保育係長、小山学校給食担当係長、朝比奈主幹、北澤主任、書記（松木）

1. 開 会 13：30

2. 教育長あいさつ

3. 会議録署名

4. 報 告

報告第1号 今後の日程・市町村教育委員会連絡会について

報告第2号 いいづな歴史ふれあい館地形模型製作展示業務の契約について

報告第3号 飯綱町教育支援就学判断について

報告第4号 事故報告について

報告第5号 長野県・飯綱町子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）について

5. 協 議

協議第1号 飯綱町学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要領の一部改正について

協議第2号 飯綱町児童絵画等作品展示のご提案

6. その他

1) 生涯学習係より

2) こども未来室より

3) こども保育係より

4) その他 ・ 宮島教育委員の任期
・ 会議・研修会等の出席について

○ 第9回(12月)定例会の開催日について

令和5年12月21日（木）13時30分から

会場：飯綱町役場 第二庁舎2階 第1会議室

7. 閉 会

教 育 長：定例教育委員会の全体進行

教 育 長：第8回定例教育委員会（11月定例会）の開会とあいさつ

教育委員：会議録署名

教 育 長：報告第1号「今後の日程・市町村教育委員会連絡会」について説明

教 育 長：質疑

教育委員：なし

教 育 長：続いて、報告第2号「いづな歴史ふれあい館地形模型製作展示業務の契約」について。

生涯学習係長：説明

教 育 長：質疑

教育委員：なし

教 育 長：来年度中に出来上がるということか。

生涯学習係長：今年度の令和6年3月末までに完了します。

教 育 長：続いて、報告第3号「飯綱町教育支援就学判断」について。

総務教育係：説明

教 育 長：質疑

教育委員：なし

教 育 長：続いて、報告第4号「事故報告」について。

総務教育係：説明

教 育 長：質疑

教育委員：「3」のところの「3（2）イ」とは何か。

総務教育係：おそらくケガの報告の時にどの種類かを書く際の番号のようなものである。

教 育 長：今回はたいしたケガではなく不幸中の幸いだったが、バスから降りた後横断する際の対向車は、バスの陰で見えず怖いので、改めて小中学校に気を付けるように徹底していきたい。

教 育 長：続いて、報告第5号「長野県・飯綱町子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯）」について。

子育て支援係長：説明

教 育 長：質疑

教 育 長：3の、国の支援制度がない住民税所得割非課税世帯の子育て世帯を支援とあるが、これは国の支援制度はこの人たちよりもさらに生活の苦しい人達が対象になっているということか。

子育て支援係長：そうではなく、対象をもっと広げたということです。

教 育 長：国の支援からはもれたが県が範囲を広げて支援するものだと思うが、本来国から支援を受けている人はダメなのか。

子育て支援係長：はい。

教 育 長：国の支援を受けている人から少し上積みされた部分の人達だけだから、数とすればそれほど多くないということか。

子育て支援係長：そうです。

教育委員：なし

教 育 長：続いて協議第1号「飯綱町学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要領の一部改正」について

学校給食担当係長：説明

教 育 長：要綱についての改正はなく、様式のみでよいか。

学校給食担当係長：そうです。

教 育 長：質疑

教育委員：この調査によって結果が出てくるが、これに対応できる部分というのは何%か。これにきちんと対応できるのか。アレルギーが出るという回答だった場合、給食ではどのような対応をしてくれるのか。

学校給食担当係長：個人に合わせて、除去食もしくは対応食で対応します。この調査票に基づいて保護者と面談をし、面談と合わせて医師の診断書を提出していただくようになっている。診断書に基づき、その食材を使わない除去食もしくは代替食で対応している。

教育委員：かなり的人数、かなりの食材になると思うが、対応できるのか。

学校給食担当係長：現在、除去食もしくは対応食で対応してる児童生徒数は8名である。一人で複数のアレルギーを持っている子もいますが、それぞれに対応した物で対応している。

教育委員：保育園の頃からアレルギーを持っている子もいるのでは。

学校給食担当係長：年齢が大きくなってから発症する場合もあるため、毎年確認していく必要がある。面談の中では、昨年食べられなかったものも食べれるように好転することもある。

教 育 長：改正前は具体的な例も書いてあるが、改正後はまとめられている。牛乳入りのパンなどは、乳が微量に入っているものに該当するのか。改正後は具体例が少ないので、記入漏れしてしまわないかと思った。

学校給食担当係長：これは保護者からの調査票だが、最終的な判断は病院の診断書が必要となる。

教育委員：医師の診断書については、どこに明記されているのか。

学校給食担当係長：医師の診断書の様式は設定されていないため、任意の様式となる。

教育次長：要領の何に基づいて提出するのか。

学校給食担当係長：第4条の、学校生活管理指導表に医師のサインが必要となります。別紙として、診断書を添付される場合もある。

教育委員：管理指導表も添付されていれば分かりやすかったが。

教 育 長：参考に、他の様式も提示して欲しい。

飯綱町では、アレルギーではなく宗教上の理由などで除去を求められた事例はないが、要領にも定めがないため、求めがあった時はその都度検討していく事になる。

学校給食担当係長：改めて説明するが、第5条にある様式第2号の改正になる。

教 育 長：様式第1号では、医師による診断・指示だけでなく、保護者の判断により食物除去をおこなっているという項目があるが、その場合は医師の診断を求めるのか。

学校給食担当係長：そうである。

教育次長：何に基づいて医師の診断書を提出させるのか。

教育委員：様式1の質問8には、主治医指示による「学校生活管理指導表」の提出をお願いしますとなっているが。

子ども未来係長：第4条では、事業の実施を希望する場合は調査表に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を添えて、学校長に提出しなければならない、となっている。

総務教育係：学校生活管理指導表は、学校保健会の方で様式が定まっている。基本的には学校の養護教諭が管理するもの。確か主治医の氏名と押印の欄があったと思う。

学校給食担当係長：正本は養護教諭が保管しており、面談になった方の分のみ写しをもらっている。

教育委員：第8条第3項に様式7とあるが様式8の誤りではないか。

教育長：併せて、様式第1号の質問9だが「その他、心配なことなどありましたらご記入ください」だけの方が良いのではないか。

いろいろご指摘をいただいたが、訂正の上、承認するということで良いか。

教育委員：よし

教育長：採択

教育委員：委員全員挙手により承認

教育長：続いて、協議第2号「飯綱町児童絵画等作品展示のご提案」について

総務教育係：説明

教育長：質疑

教育委員：名前等を出すにあたっては、学校で十分注意していただけたと思うが、これを出してよいか必ず保護者に確認した上でだしてもらわないと、今うちの子どもがここにいると分かる困るといふ方もいないとは限らないので、そこらへんはよく確認した上で出す配慮をお願いしたい。

教育長：採択

教育委員：委員全員挙手により承認

教育長：続いて、その他について。

教育長：総務教育係より

総務教育係：「要望書」について説明

教育長：質疑

教育委員：なし

教育長：生涯学習係より

生涯学習係長：「生涯学習関係事業について」説明

教育長：質疑

教育委員：なし

教育長：子ども未来室より。

子ども課長：「飯綱町子育て世代支援施設利用状況について」「クリスマスマーケットについて」説明

教育長：質疑

教育委員：なし

教育長：その他について

学校給食担当課長：「11月給食予定献立表について」

教育次長：「その他 会議等出欠について」

教育長：第9回（12月）定例会の開催について

日時：令和5年12月21日（木）13時30分～

会場：飯綱町役場 第二庁舎2階第1会議室（予定）

閉会 15:00

會議録署名

馬島教育長

村松教育長職務代理者

吉澤委員

宮島委員

飯田委員